

GC51 圧力トランスミッタ・GC52 差圧トランスミッタ
改正 RoHS 指令への対応に伴う製品銘板のフォーマット変更について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

GC51 圧力トランスミッタ・GC52 差圧トランスミッタ改正 RoHS 指令への対応に伴う製品銘板のフォーマット変更についてご連絡致しますので、ご査収の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

RoHS 指令の改正により、2019 年 7 月 22 日以降上市するものについては、10 種の化学物質が規制対象となります。これを受け、6 物質対応製品として生産している GC51・GC52 についても改正 RoHS 指令に対応(10 物質対応)した生産を開始致します。

本対応にあわせ、GC51 と GC52 の製品銘板のフォーマットを変更致します。

その他、本変更に伴う製品の仕様・性能に変更はございません。

1. 対象製品 :

GC51 圧力トランスミッタ・GC52 差圧トランスミッタ

※上記対象製品及び、その梱包材に対して、規制対象物質の意図的添加がないこととして改正 RoHS 指令へ対応 (10 物質対応) 致します。

※隔膜式等の第 2 形番の指定が必要な組合せ形番の製品は RoHS 指令対応品から除外致します。

2. 対応時期 :

2019 年 7 月 22 日出荷分より対応開始。

3. 修理品および改造品の RoHS 指令対応 :

- (1)修理品の交換部品は改正 RoHS 指令対応品(10 物質対応)にて行います。
- (2)既納品を改正 RoHS 指令へ対応(10 物質対応)する改造は行いません。

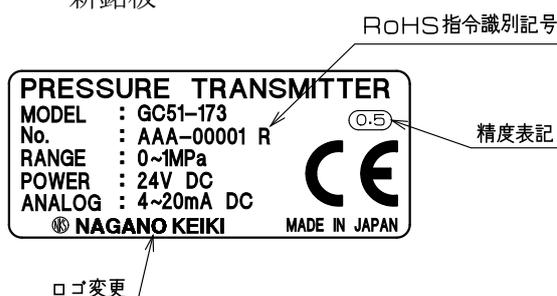
4. 製品銘板の変更内容 :

- シリアル No. 表記 : RoHS 指令対応を表す「R」をシリアル No. の後に記載致します。
- 登録商標 : 統一した登録商標に変更致します。
- 精度表記 : 製品精度を記載致します。

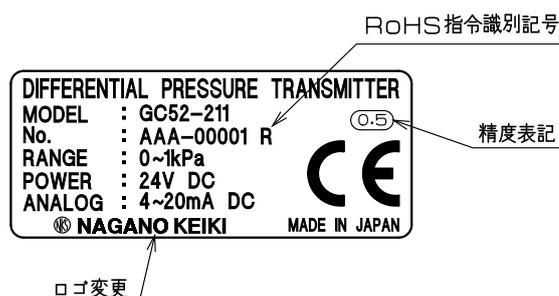
5. 製品銘板フォーマット :

GC51

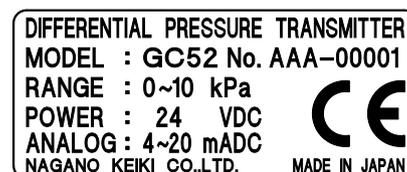
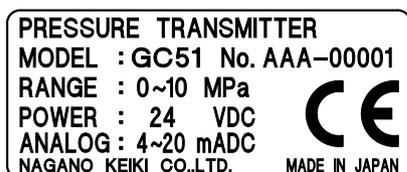
・新銘板



GC52



・既存銘板



6. その他 :

ご不明な点がございましたら、最寄りの弊社営業所又は、販売店までお問合せ下さい。

以上